

資料 4

平成 30 年度国民健康保険税について



事 務 連 絡

平成 30 年 1 月 31 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

企画法令係

国民健康保険条例参考例の送付について

昨年 1 月 18 日に公布された国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 3 号）等により、国民健康保険施行令の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされています。

これに伴い、別添のとおり、国民健康保険条例参考例を作成しましたので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、本条例案をご活用願います。

新旧対照条文

◎ 国民健康保険条例参考例 (抄) (平成三十年四月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 この市(区、町、村、組合)が行う国民健康保険の事務(第一条)</p> <p>第二章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第二条・第三条)</p> <p>第三章(第八章) (略)</p> <p>第一章 この市(区、町、村、組合)が行う国民健康保険の事務</p> <p>(この市(区、町、村、組合)が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第一条 この市(区、町、村、組合)が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</p> <p>(市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)</p> <p>第二条 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議</p>	<p>目次</p> <p>第一章 この市(区、町、村、組合)が行う国民健康保険(第一条)</p> <p>第二章 国民健康保険運営協議会(第二条・第三条)</p> <p>第三章(第八章) (略)</p> <p>第一章 この市(区、町、村、組合)が行う国民健康保険</p> <p>(この市(区、町、村、組合)が行う国民健康保険)</p> <p>第一条 この市(区、町、村、組合)が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二章 国民健康保険運営協議会</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第二条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の定数は</p>

会」という。)の定数は、次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

(保険料の賦課額)

第十四条の二 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第二十二条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることがで

、次の各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

(保険料の賦課額)

第十四条の二 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令第二十九条の七第一項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第二十二条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。))は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることがで

をいう。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（（都・道・府）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る、（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ 法第八十一條の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第八十一條の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の

をいう。

一 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第八十一條の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の二分の一に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費

給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県（都・道・府）が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第七十四条の規定による補助金の額

ロ 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県（都・道・府）の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金（

二において「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第七條第一項第二号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）

法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金（二において「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

二 その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

三（略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十八条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年省令第五十三号）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 資産割 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を第十七条に規定する固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第七号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び法附則第七条第一項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

三 当該年度における第二十七条第一項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第十八条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 基礎賦課総額の百分の四十に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年省令第五十三号）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 資産割 基礎賦課総額の百分の十に相当する額を第十七条に規定する固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第七号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 基礎賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ（略）

一 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年省令第五十三号）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の百分の十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

一 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の五十に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年省令第五十三号）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所屬者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ（略）

二 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

三 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所屬者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

一 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年省令第五十三号）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 (略)

(基礎賦課限度額)

第十八条の六 第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の基礎賦課額と第十八条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第二十一条及び第二十二条第一項において同じ。）は、五十八万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十八条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第二十二条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の

一 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の五十に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年省令第五十三号）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

2・3 (略)

(基礎賦課限度額)

第十八条の六 第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の基礎賦課額と第十八条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第二十一条及び第二十二条第一項において同じ。）は、五十四万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十八条の六の二 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第二十二条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十八条の六の六 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

二 資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を一般被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額)(国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第六号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十八条の六の六 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の四十に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

二 資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十に相当する額を一般被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額)(国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第六号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗

じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ・ハ (略)

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の

じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の五十に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

三 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十五に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

一 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の五十に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の

七第三項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第十八条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第二十二条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県(都・道・府)の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十五條の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同條の規定により

七第三項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

2・3 (略)

(介護納付金賦課総額)

第十八条の七 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第二十二条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十七条第一項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

二 当該年度における法第七十條の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第七十二條の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)

イ 法第七十二條の二の規定による都道府県調整交付金(介護納付

貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十八条の十一 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 資産割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第六号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護

金の納付に要する費用に係るものに限る。）法第七十五条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）

（その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

三 当該年度における第二十七条第一項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十八条の十一 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 介護納付金賦課総額の百分の四十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 資産割 介護納付金賦課総額の百分の十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）（国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第六号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

三 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して

納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

一 所得割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合には、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

一 所得割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合には、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の百分の〇〇に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護

得た額

四 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の百分の十五に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

一 所得割 介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合には、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の百分の三十五に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額

三 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の百分の十五に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

一 所得割 介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合には、国民健康保険法施行規則第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得

〔 納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 (略)

(保険料の減額)

第二十二條 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十八万円を超える場合には、五十八万円)とする。

一 (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四條の二第二項に掲げる金額に二十七万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四條の二第二項に掲げる金額に二十七万五千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定

〕 た額

2・3 (略)

(保険料の減額)

第二十二條 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十四万円を超える場合には、五十四万円)とする。

一 (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四條の二第二項に掲げる金額に二十七万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四條の二第二項に掲げる金額に二十七万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一

同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五（十分の四、十分の三）を乗じて得た額（以下「第二号の一人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に五十万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ（略）

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に五十万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない

世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五（十分の四、十分の三）を乗じて得た額（以下「第二号の一人当たり軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に四十九万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ（略）

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に四十九万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない

世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額（以下「第三号の一人当たりの軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 (略)

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の六の三又は第十八条の六の七」と、「五十八万円」とあるのは「十九万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の八」と、「五十八万円」とあるのは「十六万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十七条の三 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市(区、町、村)長(管理者)に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(

い世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額（以下「第三号の一人当たりの軽減額」という。）に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 (略)

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の六の三又は第十八条の六の七」と、「五十四万円」とあるのは「十九万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の六の六」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の八」と、「五十四万円」とあるのは「十六万円」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十七条の三 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市(区、町、村)長(管理者)に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和五